

高額療養費のご案内

1ヵ月(暦月毎)の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になったとき、申請により超えた分が支給されます。

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額 および 世帯合算限度額	(月額) 多数回該当
ア	基礎控除後の年間所得 901万円超	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
イ	基礎控除後の年間所得 600万円超～901万円以下	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
ウ	基礎控除後の年間所得 210万円超～600万円以下	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
エ	基礎控除後の年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成27年1月改正

- ※住民税非課税世帯の適用には、非課税証明書等の確認書類の提出が必要な場合があります。
- ※同一医療機関における自己負担額では限度額を超えない場合でも、同じ世帯の方の自己負担額が21,000円以上のものを合算することができます。自己負担額は、暦月ごと、被保険者ごと、医療機関ごと(入院・外来別、医科・歯科別)に計算します。(世帯合算限度額)
- ※多数回該当とは、過去12ヵ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。
- 医療機関の窓口でマイナ保険証により電子的確認を受けるか、資格確認書をお持ちの方またはオンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では当組合から交付される「国民健康保険限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関ごと(入院・外来別、医科・歯科別)に窓口の支払が限度額までとなります。認定証の交付は、事前申請が必要です。

70歳～74歳の方の自己負担限度額

《平成30年8月～》

(月額)

所得区分		自己負担限度額		
		外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院 および 世帯合算限度額	多数回該当
現役並み 所得者	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$		140,100円
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$		93,000円
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$		44,400円
一般所得者	/	18,000円 (年間上限14万4千円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	Ⅱ	/	24,600円	/
低所得者Ⅰ	Ⅰ	8,000円	15,000円	/

平成30年8月改正

- ※低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰの適用には、非課税証明書等の確認書類の提出が必要な場合があります。
- ※同一医療機関における自己負担額では限度額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関における自己負担額を合算することができます。また、同じ世帯の70歳～74歳の方の自己負担額を合算することができます。(世帯合算限度額)
- ※多数回該当とは、過去12ヵ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。
- 医療機関の窓口でマイナ保険証により電子的確認を受けるか、資格確認書をお持ちの方で現役並みⅢ・一般所得者の方は資格確認書を、現役並みⅡ・現役並みⅠ・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの方またはオンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では当組合から交付される「国民健康保険限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関ごと(入院・外来別、医科・歯科別)に窓口の支払が限度額までとなります。認定証の交付は、事前申請が必要です。
- 一般所得者の外来の限度額は年間(8月から翌年7月)の自己負担合計額が上限を超えた場合、申請により支給されます。

〈所得要件〉

- ・ 現役並み所得者：課税所得145万円以上の方(70歳～74歳の方)などが同じ世帯にいる方。
ただし、収入の合計が単身世帯で383万円未満、二人以上世帯で520万円未満である場合、申請により一般所得者となります。
- ・ 一般所得者：現役並み所得者、低所得者のいずれにも該当しない方。同一世帯の被保険者(70歳～74歳の方)の所得合計が210万円以下である場合も一般所得となります。
- ・ 低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯に属する方。
- ・ 低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準(年金収入806,700円以下等)の方。

70歳未満の方と70歳～74歳の方の世帯合算限度額

同じ世帯で、同じ月内に70歳未満の方の自己負担額(21,000円以上のものに限る)と、70歳～74歳の方の自己負担額の合計が限度額を超えた場合は、70歳未満の方の自己負担限度額が適用となります。